

射水市告示第11号

法人市民税の申告等の期限の延長について

射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び射水市市税条例に基づく申告等（申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入）に関する期限のうち、次の指定地域に主たる事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期限まで延長する。

令和6年 1月31日

射水市長 夏野元志



指定地域

富山県、石川県